

**熊本県告示第223号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成15年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
字土都市計画下水道 富合公共下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
富合町大字杉島字前川原の全部並びに字中崎、字上崎、字久保田、字長江及び字南江の各一部並びに大字御船手字北崎の一部
- 3 都市計画の縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県告示第224号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成15年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
松橋不知火都市計画下水道 松橋不知火公共下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
松橋町大字松橋字岩谷、字外野、字深迫、字東原、字浜田、字三町、字瓶屋、字中原、字築切、字園田及び字横原の各一部  
同町大字曲野字大坪、字片林、字橋川、字昇立、字寺尾、字山田、字塔尾、字御池、字塘の内、字南田、字鳴淵、字右近田及び字左近田の各一部  
同町大字古保山字外当尾の一部  
同町大字浦川内字当尾、字中当、字大鳥、字永田、字古城、字平立、字牛尾、字中尾及び字丸田の各一部  
同町大字久具字猫の迫、字上猫の迫、字金ヶ崎、字歌津、字市ノ口、字微雨、字陣の前、字大水口、字新開、字今天神、字早水、字井出下、字堂前及び字財間の各一部  
同町大字大野字浜田及び字前田の各一部  
同町大字東松崎字古江川、字西割、字前田、字中川及び字沖割の各一部  
同町大字豊崎字角島、字鎗ノ柄、字宝ヶ島、字樋ノ口、字夫婦石及び字石原の各一部  
同町大字豊福字下微雨、字笹尾、字中微雨、字権現前、字白毛熊、字西石田、字心吉、字栗迫、字上城、字下城、字前田、字溝の内、字古川及び字新開の各一部  
同町大字内田字石田の一部  
同町大字西下郷字後迫及び字前田の全部並びに字江口、字塚田、字野中、字栗焼、字浜田、字鳥島及び字深田の各一部  
同町大字両仲間字鳥島及び字西原の全部並びに字狐塚、字坂ノ下、字庄田及び字野中の各一部  
不知火町大字御領字東原、字西原、字尼川及び字御手水の各一部  
同町大字柏原字中間及び字古閑前の各一部  
同町大字高良字前田、字浜田、字神の元、字栗崎、字港野、字坊平、字豊岡、字東割、字下り松、字柳下及び字塚原平の各一部  
同町大字亀松字一番割、字村下、字築合、字松ノ元、字神ノ元及び字亀尾の各一部  
同町大字長崎字浜田、字大割及び字銭瓶の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県告示第225号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成11年3月10日熊本県告示第161号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成15年3月9日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成15年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

高戸加入区